

参 考

卷末資料

- 1 子育て家庭へのニーズ調査結果概要
- 2 中学生・高校生年代へのニーズ調査結果概要
- 3 小学生へのアンケート調査等結果概要
- 4 その他

01 子育て家庭へのニーズ調査結果概要

(1) 教育・保育事業の利用意向

就学前の教育・保育事業

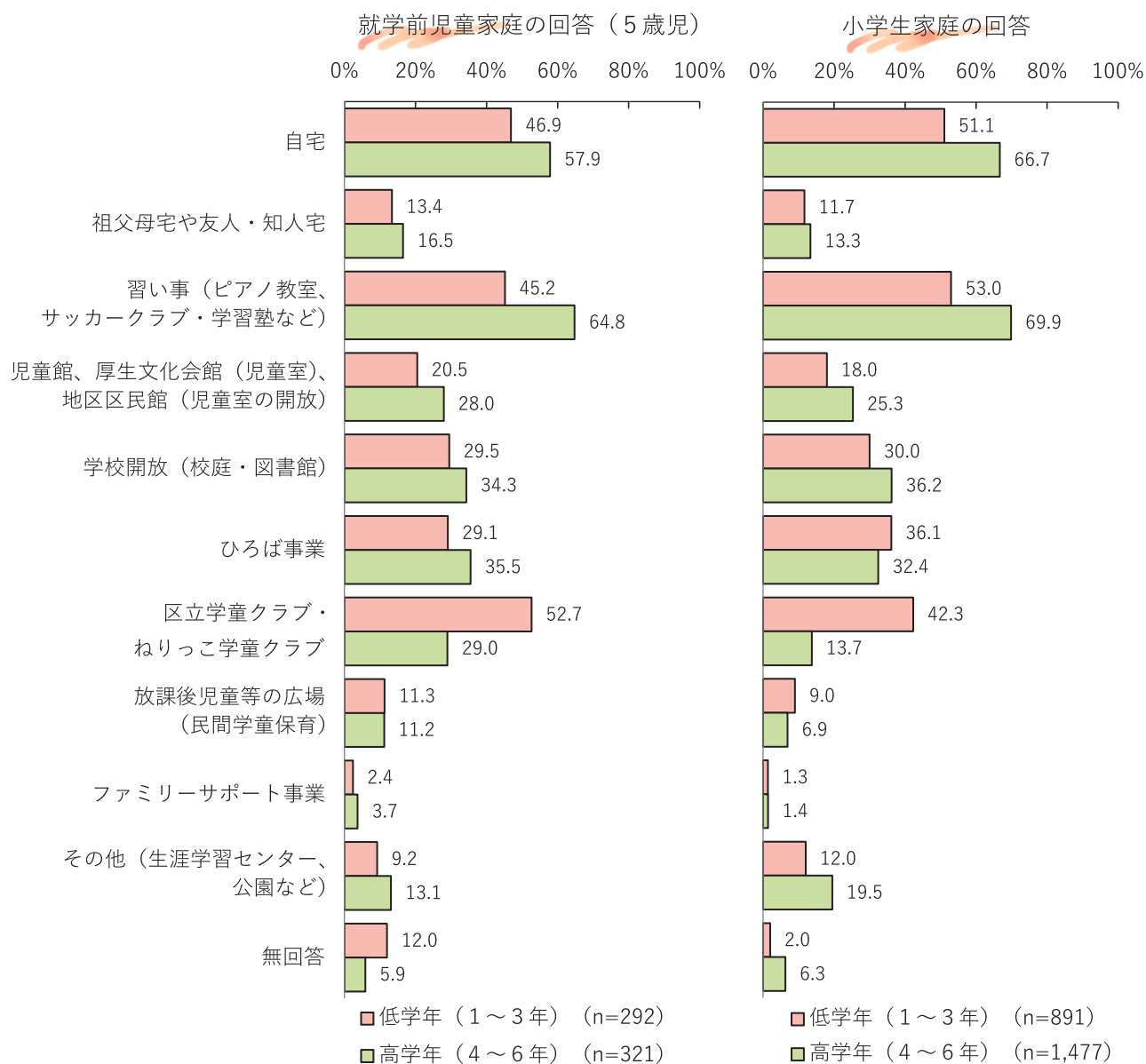
すべての年代で「認可保育所（延長保育あり）」の利用意向が最も高くなっています。3歳からは「預かり保育のある幼稚園（練馬こども園等を含む）」の利用意向も高くなります。

単位：％

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
n	339	232	215	226	236	219
認可保育所（延長保育あり）	44.1	51.3	49.3	50.0	43.2	51.6
認可保育所（延長保育なし）	15.4	13.4	16.7	16.8	14.8	12.8
預かり保育のある幼稚園 （練馬こども園等を含む）	8.0	7.3	11.2	34.1	28.8	38.4
認定こども園	9.5	11.2	11.2	25.2	25.0	24.7
幼稚園 （通常の就園時間の利用のみ）	2.1	3.9	7.0	19.9	18.2	20.5
小規模保育事業	9.2	8.2	6.5	0.4	0.4	1.4
ファミリーサポート事業	8.0	3.0	2.3	2.2	3.8	4.1
ベビーシッター	6.8	4.7	3.3	4.4	3.4	3.2
認証保育所	3.8	3.9	6.5	0.9	1.7	1.8
一時預かり事業を活用した 定期利用保育	3.8	2.2	1.9	0.4	0.0	0.0
家庭的保育事業（保育ママ）	1.8	1.7	1.4	1.3	0.4	0.0
居宅訪問型保育事業	1.2	0.9	0.0	0.0	0.0	0.5
事業所内保育事業	1.2	0.4	1.9	0.9	0.0	0.9
企業主導型保育事業	0.6	1.7	1.4	0.9	0.4	0.9
ベビーホテル	1.5	0.0	1.9	0.0	1.3	1.4
障害児通所支援	0.3	0.4	1.4	0.9	2.1	1.4
利用希望なし	27.2	14.7	7.9	1.8	1.3	1.8
その他	1.2	1.7	1.9	1.8	0.0	0.9
無回答	11.2	19.4	22.8	14.6	19.1	6.8

小学校就学後の放課後の過ごし方

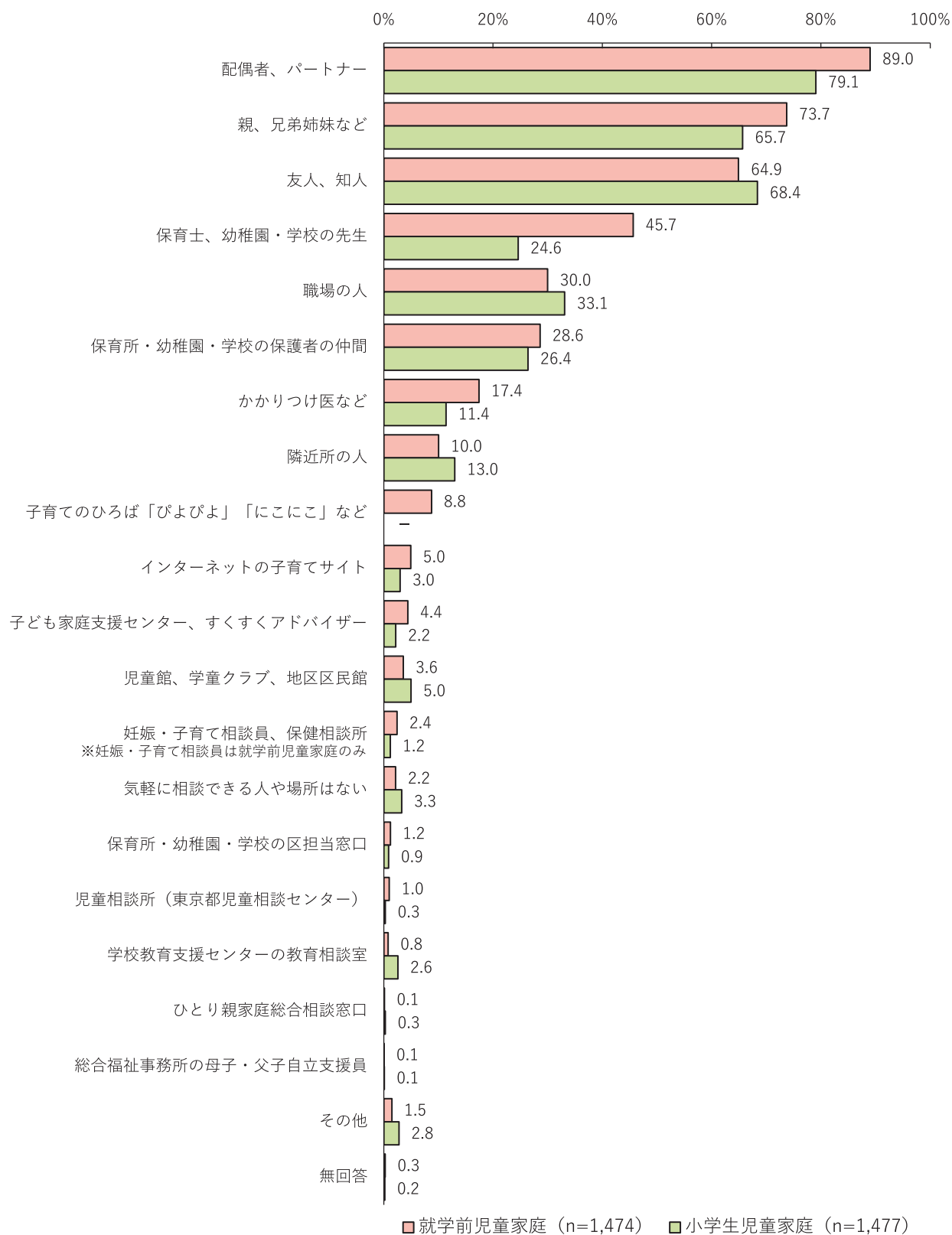
「自宅」や「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」のほか、就学前児童家庭の回答では「区立学童クラブ・ねりっこ学童クラブ」が多く、小学生児童家庭の回答では、「学校開放（校庭・図書館）」や「ひろば事業」が多くなっています。



(2) 子育て全般について

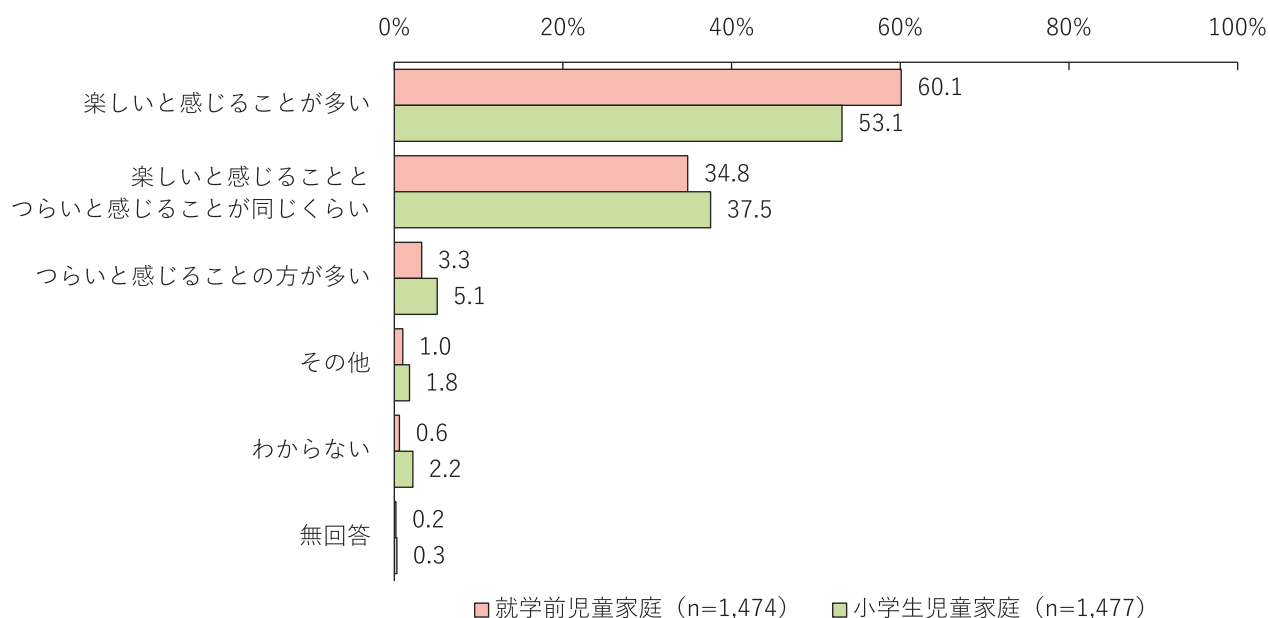
子育てについて気軽に相談できる人や場所

就学前児童家庭、小学生児童家庭ともに「配偶者、パートナー」が最も多く、次いで「親、兄弟姉妹など」、「友人、知人」が多くなっています。



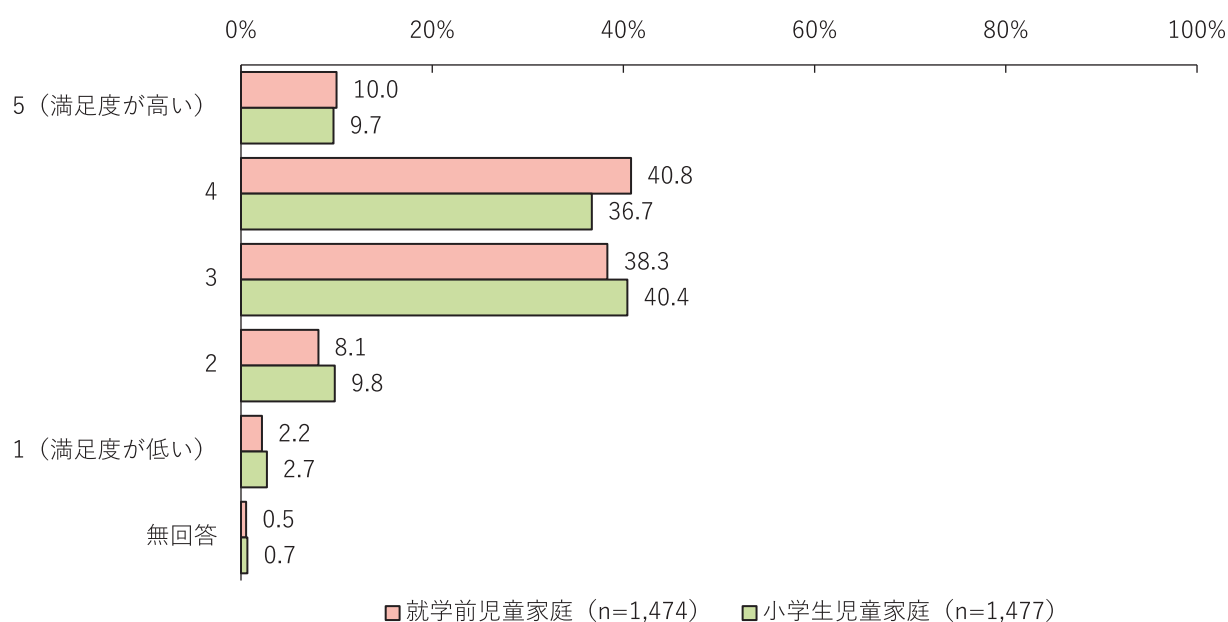
子育てを楽しんでいると感じることが多いと思うか

就学前児童家庭、小学生児童家庭ともに、「楽しいと感じることが多い」が最も多くなっています。一方で「楽しいと感じることとつらいと感じることが同じくらい」、「つらいと感じることの方が多いい」を合わせた回答が約4割あります。



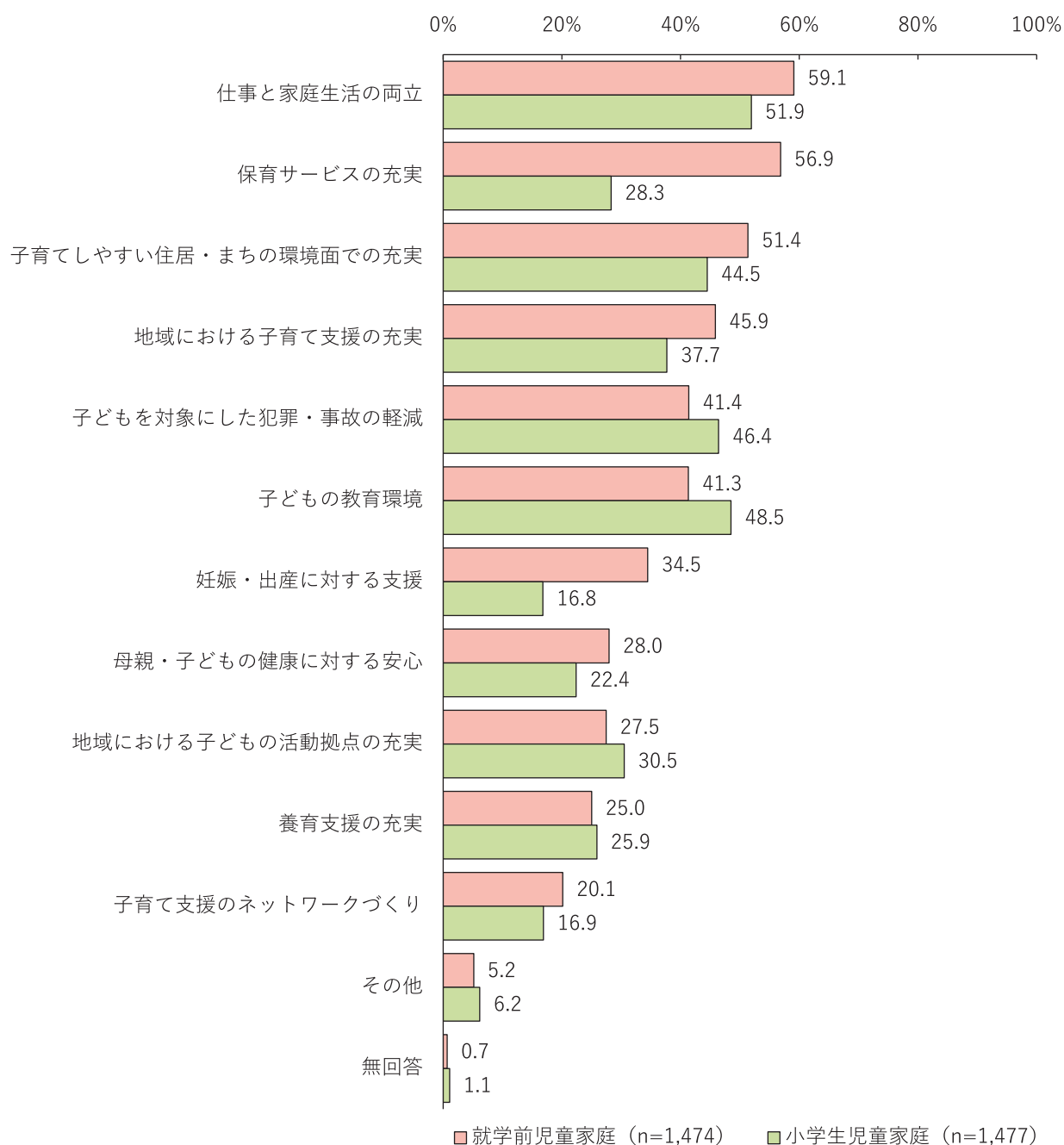
練馬区における子育ての環境や支援への満足度

就学前児童家庭では「4」が最も多く、平均は 3.49 となっています。小学生児童家庭では「3」が最も多く、平均は 3.41 となっています。



子育てをする中でどのような支援・対策が有効と感じるか

就学前児童家庭、小学生児童家庭ともに「仕事と家庭生活の両立」が有効であるとの回答が最も多くなっています。

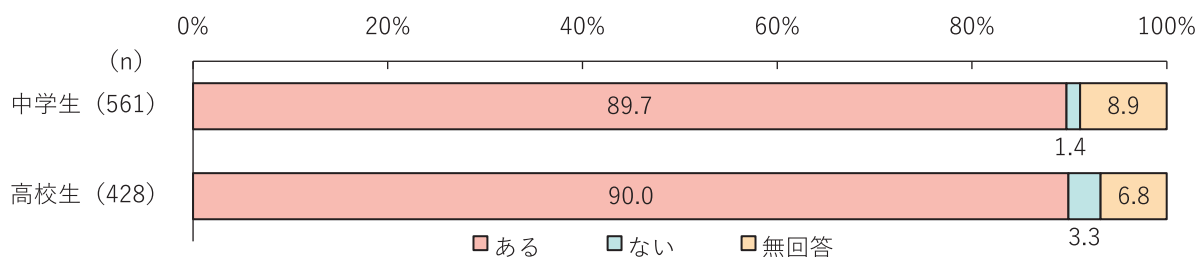


02 中学生・高校生年代へのニーズ調査結果概要

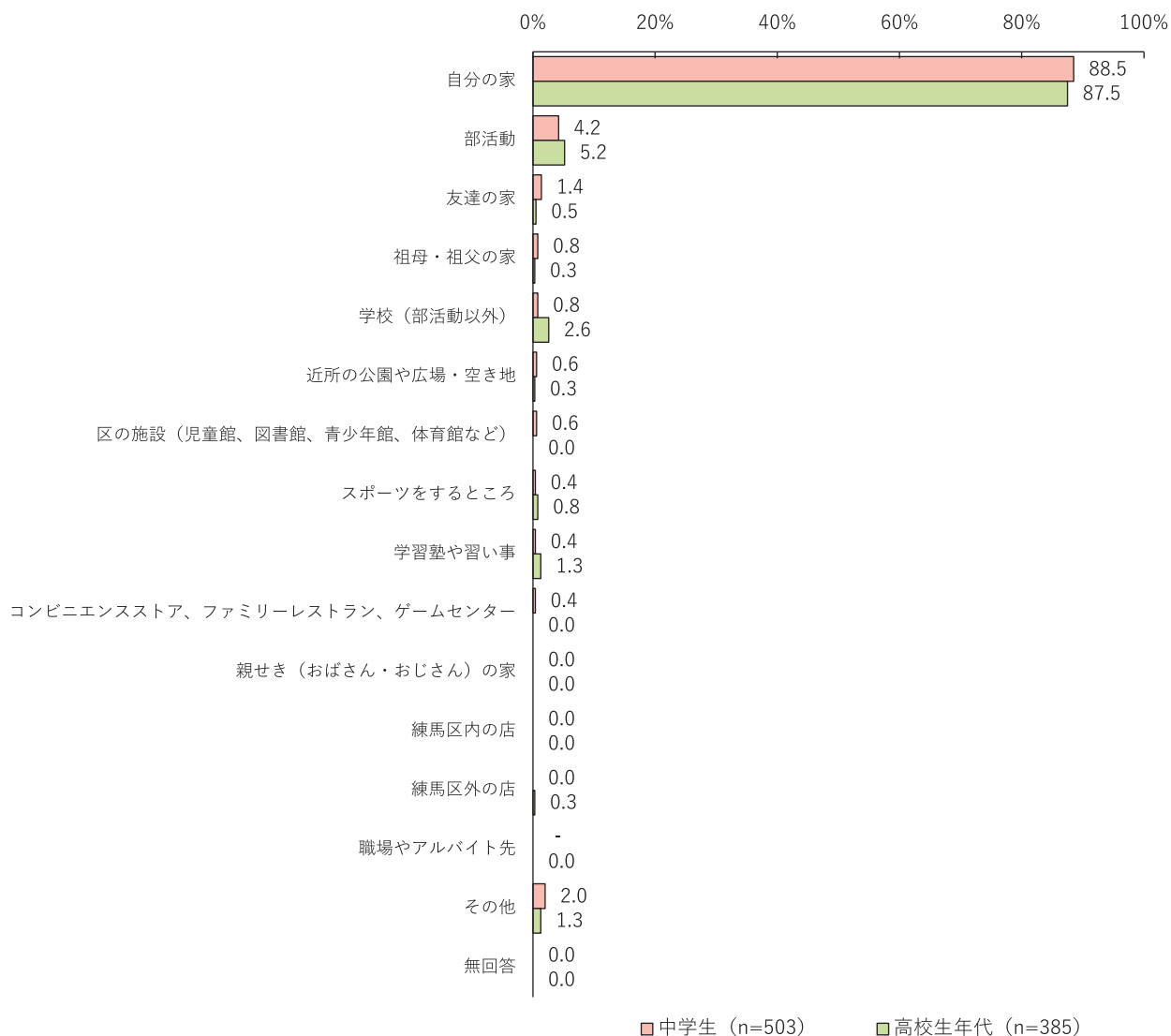
(1) 居場所について

あなたがほっとできる居場所がありますか

中学生、高校生年代ともにほっとできる居場所は「ある」と答えた割合が約9割です。また、最もホッとできる場所は「自分の家」が約9割となっています。



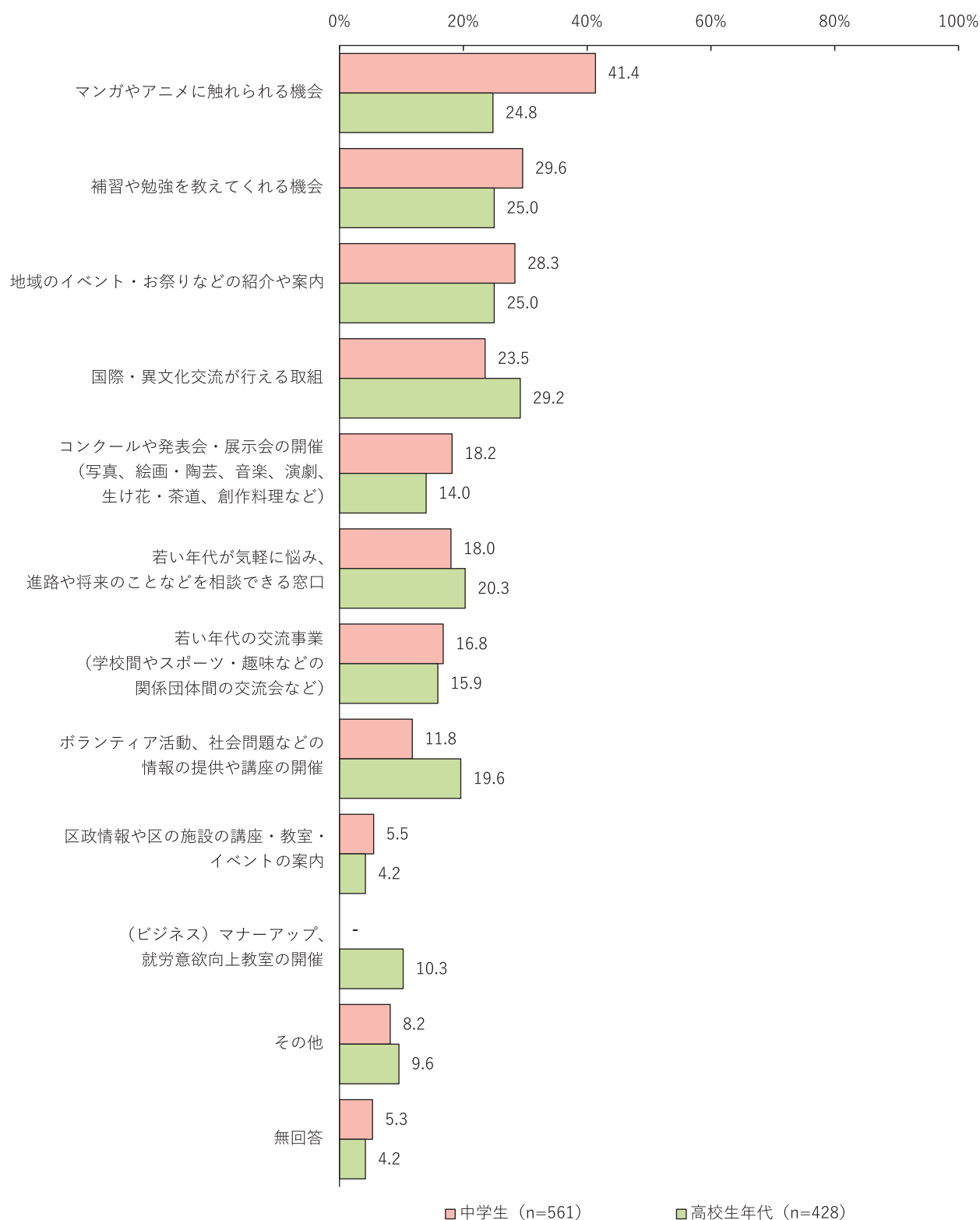
場所別の回答



（２）充実してほしいサービスや取組について

あったら利用したいまたは充実してほしい取組やサービスは何ですか

中学生では「マンガやアニメに触れられる機会」が最も多く、高校生年代では「国際・異文化交流が行える取組」が最も多くなっています。

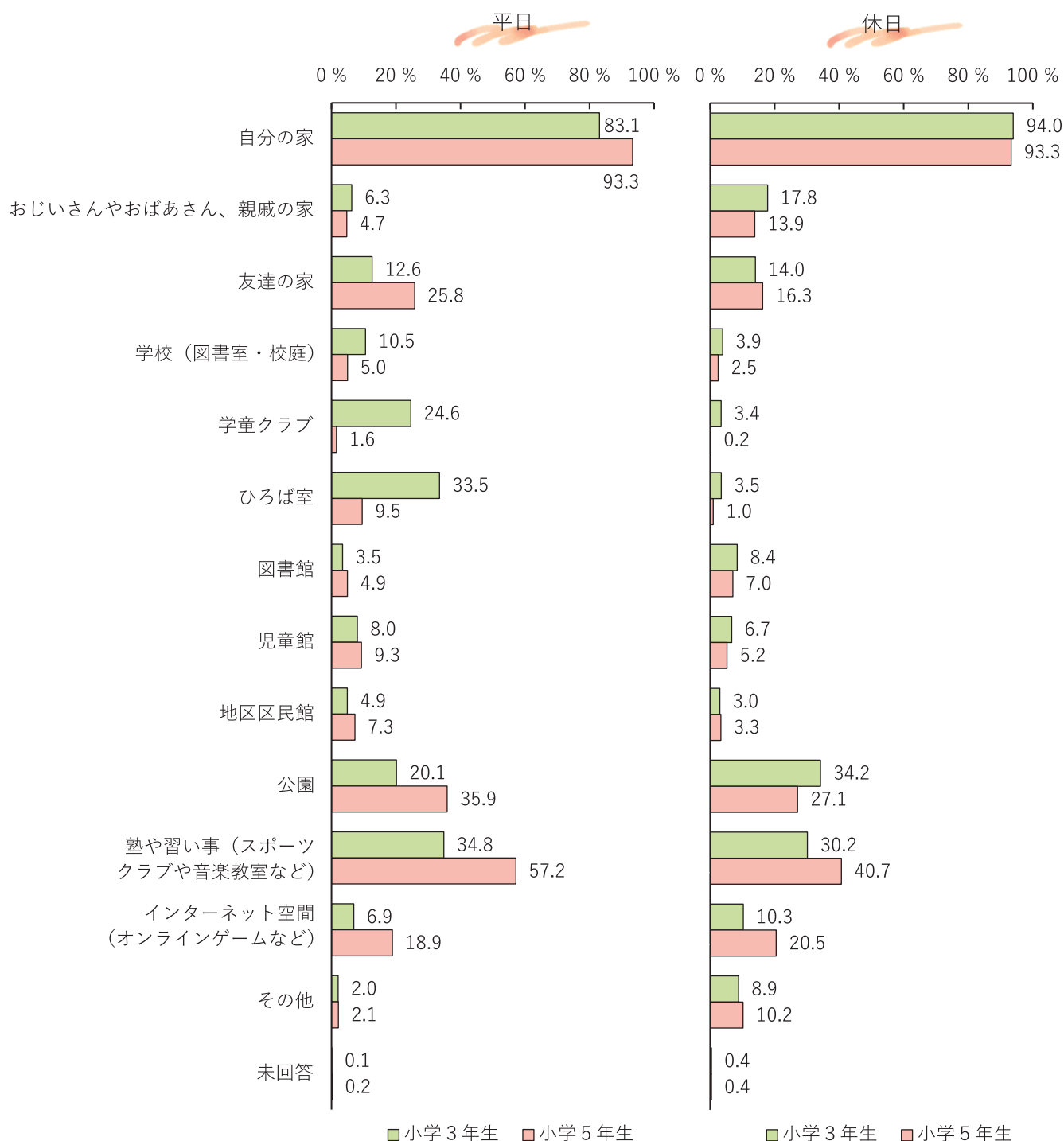


03 小学生へのアンケート調査等結果概要

(1) ホットとできる（安心できる）居場所について

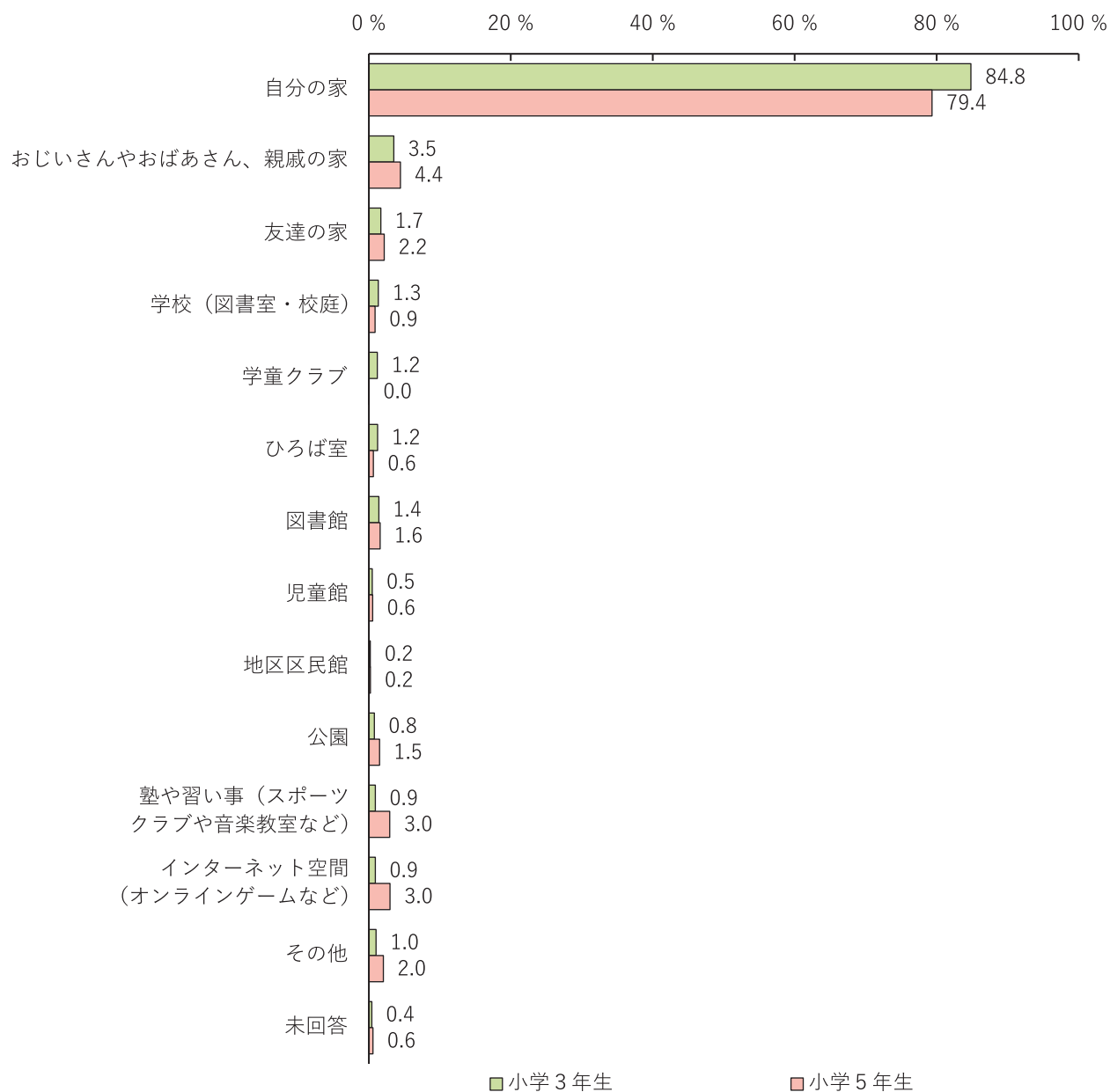
よく過ごしている場所はどこですか

平日、休日ともに「自分の家」が最も多く、次いで、平日は「塾や習い事（スポーツクラブや音楽教室など）」、休日は小学3年生が「公園」、小学5年生が「塾や習い事（スポーツクラブや音楽教室など）」が多くなっています。



1 番ホッとできる場所はどこですか

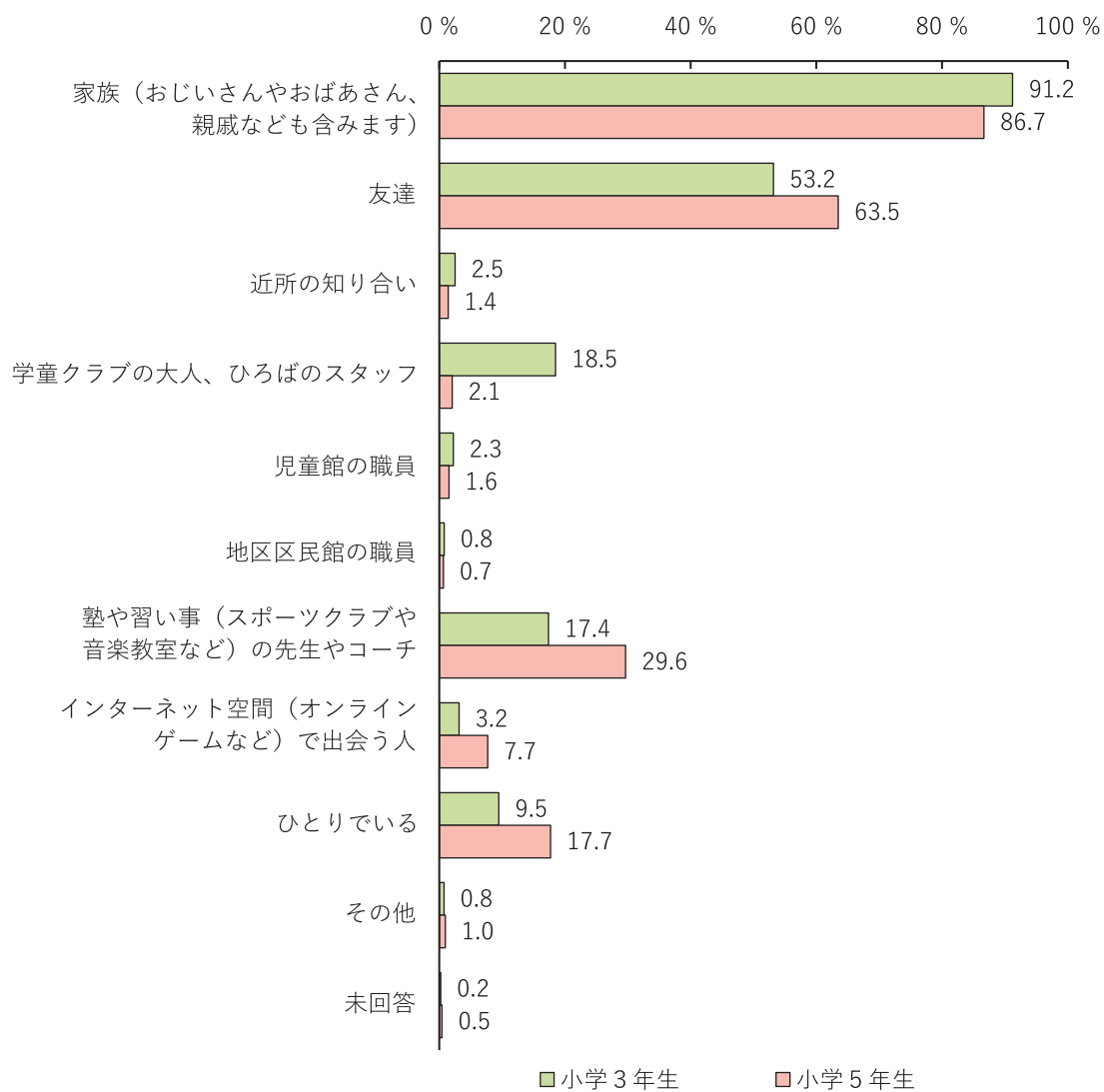
小学3年生、5年生ともに「自分の家」が最も多くなっています。



(2) 安心できる人について

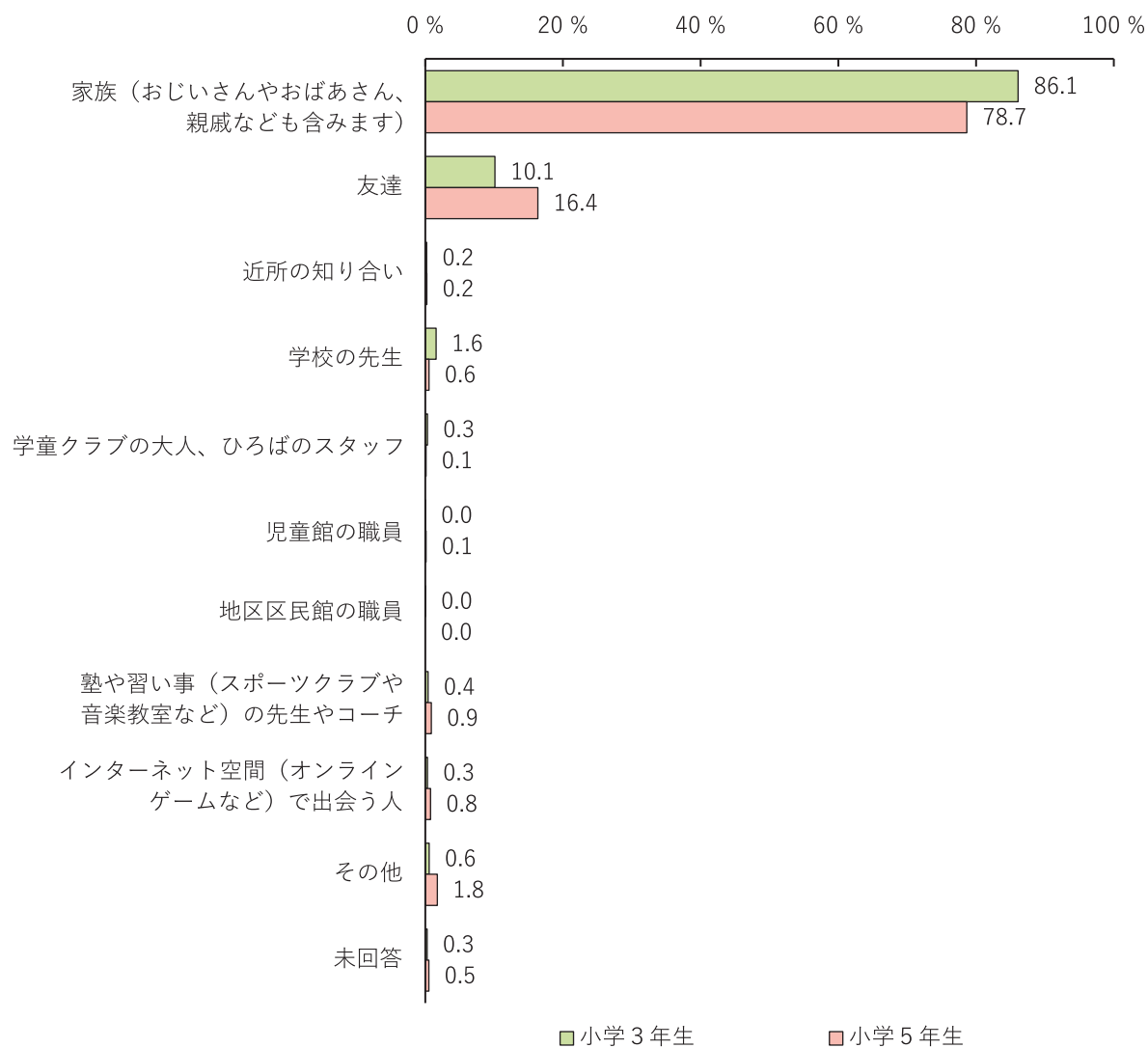
平日や休日によく一緒にいる人はだれですか

小学3年生、5年生ともに「家族」が最も多く、次いで「友達」が多くなっています。



一緒にいて1番ホッとできる人は誰ですか

小学3年生、5年生ともに「家族」が最も多く、次いで「友達」が多くなっています。



04 その他

(1) 令和5・6年度練馬区子ども・子育て会議委員名簿（50音順、敬称略）

① 子ども・子育て支援法第6条第2項に規定する保護者（公募区民）

No.	氏 名	選 出 区 分
1	小島 めぐみ	公 募
2	清水 由里子	公 募
3	瀬川 真	公 募
4	ティアコジュイモ 歩	公 募
5	檜垣 真衣	公 募

② 事業主を代表する者

No.	氏 名	選 出 区 分
1	小池 道子	東京商工会議所 練馬支部 不動産分科会 副分科会長
2	鈴木 健之	練馬産業連合会 副会長

③ 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

No.	氏 名	選 出 区 分
1	桑田 則行	練馬区私立保育園協会 会長
2	重松 伴武	民設学童保育運営者 株式会社 キッズボイス 代表取締役
3	田中 泰行	練馬区私立幼稚園協会 会長 ※令和6年7月から
	濱田 実※	
4	土田 秀行	東京都社会福祉協議会 児童部会
5	森山 瑞江	練馬区障害者団体連合会 ※令和6年3月から
	井上 静香※	

④ 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者

No.	氏 名	選 出 区 分
1	有村 大士	日本社会事業大学 社会福祉学部 教授
2	小櫃 智子	東京家政大学 子ども支援学部 教授

⑤ その他区長が必要と認める者

No.	氏 名	選 出 区 分
1	尾形 恵美子	練馬区民生児童委員協議会 主任児童委員

(2) 練馬区子ども・子育て会議条例

平成25年 6 月28日

条例第52号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、練馬区子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

(令5条例15・一部改正)

(所掌事項)

第2条 会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(令5条例15・一部改正)

(組織)

第3条 会議は、つぎに掲げる者につき、区長が練馬区教育委員会の意見を聴いて委嘱する委員15人以内をもって組織する。

- (1) 法第6条第2項に規定する保護者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援（次号において「子ども・子育て支援」という。）に関する事業に従事する者
- (4) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 会議の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長および副会長)

第5条 会議に会長および副会長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

- 2 会長は、会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の招集等)

第6条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 会議は、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。

(意見聴取等)

第8条 会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、必要な資料を提出させ、意見を聴き、または説明を求めることができる。

(会議の公開)

第9条 会議は、公開とする。ただし、会議の議決があったときは、非公開とすることができる。

(委任)

第10条 この条例の施行について必要な事項は、練馬区規則で定める。

付 則

- 1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第4条本文の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

付 則（令和5年3月条例第15号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(3) 練馬区子ども・子育て支援事業計画策定委員会設置要綱

平成 25 年 5 月 1 日
25 練教こ字第 650 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 61 条の規定に基づく練馬区子ども・子育て支援事業計画（以下「事業計画」という。）を策定するため、練馬区子ども・子育て支援事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、つぎの事項について審議し、必要に応じて区長に報告する。

- (1) 事業計画の策定に関する事項
- (2) 事業計画の推進に関する事項
- (3) 事業計画の変更に関する事項
- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

(構成)

第 3 条 委員会は、委員長、副委員長および委員をもって構成する。

- 2 委員長は、こども家庭部長とする。
- 3 副委員長は、健康部長および教育振興部長とする。
- 4 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 委員長は、前項に規定する委員のほか、必要と認める者を委員とすることができる。

(委員長および副委員長の職務)

第 4 条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集し、これを主宰する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員会の構成員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(専門部会)

第 6 条 委員会は、必要に応じて専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会に属すべき委員は、委員長が指名する。
- 3 専門部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから委員長が指名する。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、こども家庭部こども施策企画課において処理する。

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は委員長が、専門部会の運営等に関し必要な事項は部会長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 25 年 5 月 1 日から施行する。

付 則（平成 26 年 3 月 17 日 25 練教こ字第 5290 号）

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 27 年 3 月 25 日 26 練教こ字第 4890 号）

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 29 年 7 月 3 日 29 練教こ字第 10085 号）

この要綱は、平成 29 年 7 月 10 日から施行する。

付 則（平成 31 年 4 月 26 日 31 練教こ字第 10028 号）

この要綱は、平成 31 年 4 月 26 日から施行する。

付 則（令和 3 年 4 月 20 日 3 練教こ字第 10009 号）

この要綱は、令和 3 年 4 月 20 日から施行する。

付 則（令和 4 年 4 月 1 日 4 練教こ字第 10007 号）

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（令和 6 年 4 月 8 日 6 練教こ字第 10005 号）

この要綱は、令和 6 年 4 月 8 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

委員
企画部企画課長
福祉部障害者サービス調整担当課長
福祉部生活福祉課長
健康部健康推進課長
健康部保健相談所長
教育振興部教育施策課長
教育振興部学務課長
教育振興部学校教育支援センター所長
こども家庭部子育て支援課長
こども家庭部こども施策企画課長
こども家庭部保育課長
こども家庭部保育計画調整課長
こども家庭部青少年課長
こども家庭部子ども家庭支援センター所長
こども家庭部在宅育児支援担当課長